小學商業書

原吾國著

全

375.79
Tsu11
資料室

20606
教科書文庫
2
670
31 - 1880
20000
41881
M13
1880

資料室
廣島大學教育學部
41881
375.9
Tsu11

塚原苔園 著

小學商業書

版權
免許

東京 博文堂發兌

小學商業書 富也七上題字

玉貴於石
寶玉富不

待財

四世市辰春日書

福地源

堀越精賣刻

小學商業書

凡例

一世ニ商業ノ書多シト雖モ其論或ハ高尚ニ過テ鄙ニ
ニ適セズ又ハ歐西ノ商情ヲ專ラシテ我國ノ事態ニ
疎ク然ラザレバ帳簿算用ニ偏ヲシテ商業ノ大本ヲ遺セ
ルモノアリ余ヒソカニ憾ムヲ久シウス仍テ嗤笑ノ老商ト
謀リ商家ノ子弟ノ為ニ普通日用ノ心得ヨリ政府ノ
規則賣買ノ進退定規等ヲ邊輯シテ編ス因テ之ヲ小
學商業書ト云ハン夫既ニ名ヅクルニ小學ヲ以テセ文章ノ
淺近ニシテ用語ノ雅馴ナラザルヲ云ハズ也モ無ク也

開書圖を抽ぬきるを幼童の覽ふ倦ざらんを思ひて有り大方の君子看て陋とする勿れ

一文中曲鈎を設たるハ文章の段落あり假ふ何節なりて見るもよし

一欄外ふ問題を置ものハ幼童をして熟讀諳記せしめ題ふ因て其業の精粗を試んが為あり

明治十三年五月　著者　識

帝國大學圖書之印

小學商業書

東京　塚原苔園　著

第一章　總論

商業とハ何ぞ

商業とハ物の有無を通ず賣買を業とする事を云ふ又此業の學問を商法學と云ふ

第二章　商法學

商法學とハ何ぞ

商法學の課目を問ふ

商法學ハ至て廣く入組たる學問なり先第一ハ讀書算術習字を學ぶべし書を讀ねば道理を暗し商賣に掛引をなすを能くに算術を學ばざれば勘定金錢の出入商の損得を知る能くに字を

書ねむ帳面を記し、代物の注文、書状の往復をなも能くせ此三ッを熟して後、地理學、圖學、經濟學、工學、理學、化學、歴史學、貨物鑒定學、別て商法律、簿記法等を學ぶべし又外國と取引をなす家ハ英吉利、佛蘭西、獨乙、以多利、魯西亞、支那等の語學をも學ぶ事肝要なり」是を總稱して商法學と云ふ

第三章

商人ハ商法學のみなら足らず○馬車の譬の意味と説り○此外ハ此類の譬を設けよ

善き商人とならんべきハ右の學問をなす外ふ更ふ下の心得あり謂ゆる人望を得て資本を裕ふ也なり是あり又此三ッを分る時ハ誠實、勉強、忍耐、謹愼、儉約の五ッとなる」近く物ふ譬れば商法學ハ馬車の如く誠實以下の四ッの物ハ馬の如し仮令精巧の馬車ありとも緑を挽く馬なくれば其下をせざるが如く何程ゞ法學ふ熟したりとも其行不正ありて業ふ怠り

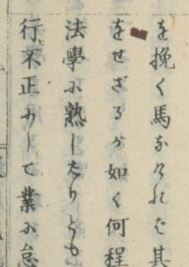

傲慢ありて奢侈あらば其學を用ゐる所なきべし」故に世に立ち名を知れて家を富し商を繁昌せしむるは唯己が心一つにありと知るべし

第四章

誠實とは正直ありて物事に偽りなく不義の行をせざるを云ふ夫人正直ありて信ぜられざれば信ぜられざるを云ふ夫人正直ありて信ぜられざれば商をなし難し譬へば商ふ品物の造方粗末にして甚だしく掛直なし或は贋物など賣る時は取引先又得意先とも是を惡て再び其家にて物買ふ人無るべく又品物を問屋より引

誠實とは何の〇不誠實とは何の〇不誠實なる時は如何〇不誠實にて賣べし例は如何

取て約束の時に拂をせざる或は人より金を借て返濟の期を過ぎ又は雇人職人の給金手間賃を渡されば問屋は荷物を送る事無く金主は金を貸る事無く雇人職人は其家に役せざるべし商人にて取引先又は得意先に惡れば問屋金主の融通を失ひ雇人職人に見放されば如何にして其家の立行べきや必らず商賣の衰微して身代の分散せん事疑ひ

り」昔葡萄牙ふて醋を多く造出して其國第一の産物と持囃されしが後ふ至て惡き品を竊ふ混せ買主の目を眩したれば忽ち評判を失て隣國の佛蘭西ふてハ其後此國の醋を買入ず遠外國より正き品を買取るあ所葡萄牙ハ第一あ得意ふ放て甚しく疲弊したりと云ふ又近くハ我横濱ふて性惡き鰻卵紙を賣り又交物あるを送りしふて一時ハ外國の信用を失ひ交易の衰微を來せしも不誠實の小利ふ迷て大損をふたるなり一例あり敢ふ永遠の利を謀て商賣の繁昌を望む人ハ仮初ふも斯ふ不義をせず品物の好を撰て掛直せず偽らず總て約束の期限等を過らざる樣心懸くべし

第五章

勉強とハ骨を惜ず我力の及ぶ丈事を勤め家業ふ出精する事なり先商人ふる者ハ朝寢宵寢ふ成べからず朝ハ六時ふ店を開て夜ハ九時と十時の間ふ戸を閉づべし又其日の賣高ハ必ら其夜ふ精算して金錢の出入を正くし借あらバ直ふ返し貸あらバ速ふ受取るべし凡て商家の

勉強とハ何ぞ○商人の公業もるハ何故ぞ○得意肥化入方起寫應對拵除の心得ハ如何○雇人ふ引負せ即ち盜むな

何故ゝ

身代張の図

分散せるハ其商賣の不景氣なるゝ非ずして多くハ金錢の出入を疎ふし借を拂ふに銭を取らず章ふハ賊倒となるゝ因るものなり又取引先を太切ゝして得意廻を怠らず餘義なき用向のある外ハ仕入方を自身ゝし扱ふ事商人の肝要なる務なり然ゝ起り輕くして客の應對を緩閑ゝもべうゝも主人自ら此の如く勤れも雇人ゝ能く働くものなり又

忍耐とハ何ぞ〇忍耐なき者の商ひ

店先より往來の掃除ゝ意を用て溜水なとあらバ速ゝ掃棄うべし家の前の路惡く汚れたるゝ此店ゝ物買ゝ人來ぬ物なれと云ゝ札を張しゝ至此と云へり」總て商人の業ゝ怠り骨を惜むハ大ゝ忌ものゝ身代の衰微せる基なり雇人の引負を物ハ帳面ゝ不正をなせも主人ゝ勉强の心無くして人ゝのみ事を任せる故と知るべし

第六章

忍耐とハ辛抱なり身ゝ堪られぬ場を堪て物事ゝ屈せざる事を云ふ」忍耐の心なき者ハ總て物

如何○詐の意を說ク

ふ倦易し商賣儲を度々あり〻身代を衰へさせ店の場所を屢々變ゆて年來の得意を失ふおそれ辛抱おき人ふあり又商賣ふ精神なくして知つゝ損毛をふもものあり近來横濱ふて生糸蠶卵紙繭茶等の相場惡く荷主うる人々の年々損毛をあれど云ふも此精神ふ乏くして我持品を持耐る事をあさば我勝ふ賣込人なくして相場を高下もる術を外國人の

手ふ握られ其云ふ儘の價ふて損毛と知つゝ賣渡も故の事あり若我商人ふ氣力ありて忍耐を旨とおさば必らも斯る慘狀を市場ふ現ぜふ至らぎるべし辛抱ハ金ありと云ふ諺ハ決して詐の言ふあらぎ

第七章

謹慎とハ何ぞ○商賣ふ利多きかめとふきものしの差別如何○不正の業の

謹慎とハ禮義を正くし傲慢を去り我商賣を太切ありて兼て危き利を謀ぬ事あり凡そ商賣ふ利分の極て少きものハ必らず正き商業ありて非常の利益あるものハ多くハ不正の家業あり

結果ハ如何○商人の心得ハ如何○人の愛敬を受るハ如何

謹慎の心おき者ハ我多年仕來りし正き商業の利潤少きを嫌て相場其外投機の業ふたつさて事世間ニハ珍しからぬ或ハ商業ふ利潤あれど我身分を忘て驕り亢り無礼の事多くして人ふ惡まれ意外の災難ふ遇ふものあり総して商家ハ申屈ならぬ方ふ惡しかるも傲慢ふ過ぎるハ甚ざ惡し如何ふも柔和を專

七福神の内恵比寿

らして身の程を慎み人の和を得る事を勤て來客ハ素より雇人ふまで礼義を正く接對せべし礼義正く傲慢の氣無して人の愛敬を受ざるものハ未ざられあらじ

第八章

倹約とハ何ヲ○奢侈の結局ハ如何○奢侈ざるを云ふ凡そ衣食住の三ツより倹約の區別ハ如何○情の常あれども若其程を知ずして奢侈の沙汰して云へハ如何○

倹約くハ我身を約めて慾を制し濫ふ金錢を費やさざるを云ふ凡そ衣食住の三ツより日用の諸道具ふ至るまで美しく好らんを求るハ人倹約を約ふて渡る時ハ財を損し家を失ひ身を亡さざる者

商人の慈善を說け

○慈善の度い如何

○儉約をする樂意い如何

ハ少し殊ふ商家ハ農工の二ッと違ひ金銀を資本として品物を賣買し其日を送るものなれバ儉約の掟を守もして我奢を慾ふ一財を愛む事を忘るれバ借金のみ日ふ嵩て忽ち融通の道を失ひ家藏代物くも人手ふ渡て妻子從類も路頭ふ漂ふふ至るべし」然るふ茲ふ各嵩と云ふものあり儉約と甚ぞ相似れども其質ハ雲泥の相違あり吝嗇ハ仁を知ぜ義

を知ぜ礼を忘れ信を缺て唯金錢を溜る事のみ心とする故甚ぞ甲むべく惡むべきものなれども儉約ハ左ふあらぜ己が身の慾を節して酒宴遊興其外無用の物數寄ふ空く金錢を費さぜ然れども窮を恤み貧を救ひ世の中の為とあらバ聊も財を惜ぜ雇主ハ雇人の功勞ふ依て褒美を與ハ問屋ハ請賣の難澁を見て代物を貸し本店ハ支店の損失を憐く資本を惠むなど此の如き慈善の事ふ金錢を出もを云ふ是を又約て云へバ此等の慈善をあたが為ふ平生より金錢を貯

て心懸置くを云ふあり」されども亦是ふ心得あり此慈善の事をあたも我商業ふ差支なき迄を度として其上をバ禁ぜし若此恵金の為ふ我商賣の資本を減と取引ふ難義を起さバ其志ハ善なるも其行ハ愚と云ふべし畢竟儉約を守ると云ふも借金を防ぎ分散を避け資本を裕ゐて我家の礎を永く固ふるふ在り盈て後流れ節ありて後施もと云へる語を忘るべからず

五德とハ何ハ○カ

第九章

不の五を商人の五德と云ふ抑も商家ゐて此五德を備ふれど身代を永久ふ保つべくは然れども此外ふ猶商人の最も太切なる一德あり智慧これあり凡そ商賣の要とする處ハ唯利を得るの一ふあり而して此利を得るふハ智慧ふくてハ叶ひ難し故ふ智慧ありて前の五德も各其用をふして其働を大ふする事猶馬車ふ馬を具へて御者これを御して始て進退其宜ふ適ふが如し」されバ誠實ゐして智慧ふ多れバ人ふ欺るる事有るべく勉强ゐして智慧ふ多れバ無益の骨折をふて事有るべく忍耐ゐして智慧ふ多れバ機

德よりも太切のもの○智慧ふくして五德ハ其用をふもち○馬車ふ似る譬を說け○智慧のみふて五德ふき時ハ如何

會を外せる事多かるべく、謹慎あり て智慧なくば人に侮らるゝ事有るべく、儉約あり て智慧なければ金錢の働を失ふべし」人に敗られ、無益の骨折し、機會を外し、人に侮れ、金錢の働を失ふ皆商人たる者の最も忌む處なり て利を得べきの道にあらざれば猶馬車の馬にして御者なくば徒に馳驅奔走するも其往べき地に到る能はざるに加へ溝に落ち川に隕り車破

大商人の商業を記せ○分業の法とハ

に馬斃て為に其害を蒙るに至るが如し」然れども智慧のみ あり て上の五德なき時ハ又馬車に馬無くして御者自らこれを引くが如く其重に堪へず て半途にして倒るべし」故に商人たる者ハ商法學に熟して後これを行ふに五德を以てこれを帥るに智慧を以て始て巨万の利を網して敗無きに至るべし

第十章

商賣を手廣くして數万の金を使用するハ主人一人にて諸事を扱ふ事成るべからざる必らず

何ぞ○雇人為るべき時如何○雇人の身分を詳に例を挙げ人を見るの識と○何

多くの人を役て支配役と一番頭と手代と其人の器に應じて夫々の掛を命じ其役前を勤めさせべし是を分業の法と云ふ謂ゆる手分を為るもの義あり此法を用ひざれば商ふ事の煩しきのみあるを取引に滞り勘定其外に間違ひ不く果は商賣を營む事能はざるに至るべし然れども亦其人を得ざる時は雇主の目を掠て私の引負をし或は權威を

擅にして他を虐げ然らざれば其任に堪ずして役前の事を盡す能はず孰も皆商業に差支て甚きは家聲を墜すに至るものあり」故に雇主たる者は其者の智愚邪正并に其得手々々を見分くべし譬ば甲乙の二人あるに甲は才ありて應對を善し世間向に申分なき男なれども身の行正きとは云ひ難くして金錢の事あるをば扱せ難き處あり乙は實躰にして勘定も正く店の締に善き者なれども世に謂ふ口不調法にして世の中の交際に甚だ疎しと今此両人に役

東京氏藏

を命ぜんふ如何ふもべきの甲をバ用聞或ハ交際掛りとして充分ふ其才を働かせ乙をバ勘定方或ハ取締役として其能を盡さしむれバ二人とも得意の業ふて其才能を竭すを得べし然るな若是ふ反もれバ金錢の出入ハ不正とあり世間の交際ふハ引を取て其店の不繁昌を來すん事疑ひなし」是唯其主人ゲ人を見るの識有ると無きとの別ふて此識ハ智慧あふでハ成し難し人の邪正を見分るも亦然り故ふ智慧ハ商家ふおいて最も大切のものと知るべし

第十一章

商賣の規則とハ何ぞ○烟草屋等の新例を擧よ○證券印紙を證書ふ貼らざる時ハ如何○ハ品商の心得を問ふ

商業ふ依て夫々政府より定られたる規則あり烟草屋の賣品ふ印紙を貼り旅人宿の旅人の姓名、住所等を取調て其筋へ出すの類あり」然るふ世ふハ心得違の者ありて烟草屋ふして印紙を貼ず旅人宿ふして旅人の姓名を取調ず為ふ多少の不都合を生じて罰金科料ふ處せらるゝ者少からず仮令其心ふ法を犯もの念なくして事の開しきふ取紛れ覺ず此谷ふ罹ると云ふとも畢竟ハ商賣を疎ふして家業を大切ふ思ざるこの

らの過ぎり」借用證文、受取證書ハ證券印紙を貼ぜ〻て人の為ハ訴へられ莫大の科料を課せらるるも亦此類の犯罪あり」又ハ品商と云ふものあり質屋、深物屋、古着屋、古鉄屋、古道具屋、時計屋、袋物屋、小間物屋、古本屋、紙屑屋、鼈甲屋、飾屋、箔打職の類ゝて其商業ハ兼て定られたる規則あり殊ハ住所姓名も分ざる者ゝして質物又ハ拂物、誂物等を受取る事

を禁ぜられ又不審と見る時ハ證人を立させて當人と證人との両判を取置くべき事なるハ往々其手數を厭ふ為ハ事を粗畧ハ扱ひて不正品などを買受け其筋の手を煩して自身も難義となる事あり是等の事ハ誠實なる商人の必らず無き處ゝて不正の者の為も業と知るべし

第十二章

右の犯罪ハあらざれども是ハ續て誠實なる商人の必らず為さる所業あり譬バ遠國の買主より代物の注文をなし來るハ我方ハて商賣の

注文物の送方ハ如何○送方ハ誠實と不誠實あり○送

今の心得

送合ふ時ハ其儘ふ打棄て置き程經て後其荷物を送る事あり買主ふてハ時日を經るも斷りの書狀も無く又品物も着せざれバ急用の品ハ他の店ふて買求め或ハ左のみ急ぎざるも賣主の不實意を怒て到着せ一荷物を再び積戻し以後の取引をせざる事あり唯買主ふ商賣の間を缺せて己も運賃の損毛をするものみならず為ふ年來の得意先を失ふハ愚ふ

る事なりとぜ心故ふ誠實なりて勉强する商人ハ注文書を受取る時品物あれバ速ふ積出し若品切ふ遇ふ折ハ即坐ふ其旨の返書を出して買主の迷惑とならざる樣意を用ゐを常とせり」又遠國へ送る金をおもきふ兼て其月の三十日までとの約定ならバ必らず其日ふ受取主の手ふ入る樣時日を計ひて送るべし殊ふ郵便局の為替方、銀行其外も大祭日、日曜日、一月十二月等の休業あれバ夫等も心得て扱ふ事肝要なり」或ハ三十日の約定金を其日ふなりて送る者あり又案

内のみ先ふ出して金子を程経て送るものあり是等ハ唯己の言前をあゝを謀て人の迷惑を顧ぬものと云ふべし斯る不誠實の振舞をあゝ時ハ取引先の信用を失て商賣の繁昌もる事有るべうらむ

第十三章

荷物を送るに何々の仕方あるやい商人のゝ得ハ如何

遠國へ荷物を送るふ蒸氣船ふ積むべきあり和船あるゝ〻ハ通ぬあり郵便局ふ托もべきあり馬車便ふ附もべきあり東京横濱と京都大坂神戸の間ハ滝車ふて送るも自在あり又山國ふハ馬

ふ負ひ車ふ積み人の肩ふて運ぶもあり孰も其土地と海陸の模樣ふ依て是等の見計ひをあゝべき事肝要あり故ふ商人ハ國々の地理ふ熟し港々の往來を知り街道の里數をも諳もる樣心懸べく又注文ふハ海陸の孰ゝ便あるをも不察内あるハ問合もべし左あるして推測ふ事をあせバ折角割合の安き物も運賃の為ふ思ひの外高くあり損毛をあもふ至

東京大成堂

るべし

第十四章

西洋の商人は相場を表切る日の相場を見わすせるもの○相場の例は何の○類例を擧し

西洋の商人は勤て日々の新聞を讀み第一に其日の相場次に世上の景氣をも窺て掛引を心懸べし我國にては唯米銀株式など投機の商人を除の外は相場の高低に目を附て手配をなす者甚だ少し元米商賣は船を乘るに如く相場書は水先の案内の如し船を乘るには水先の案内に依て暗礁に觸る事無く又乘馬に迷ふ事無く目的の港に入るを得べく商賣は相場書の指圖に依て損毛をなす事無く又儲くべき機を外さず思の儘の利を占るを得べし故に商人は毎朝相場書を能く見置て其日の商賣の掛引をなすべき事肝要なり

第十五章

食事の心得を問ふ

三四人以上の手代小者を召遣ふ商家にては必らず食事の場所を定め食事の折は主人を始め妻子まても其処に寄て雇人と一ッに食もべし縱

ひ別段の業績をあるを無く雇人と同き惣菜を食ひても場所を違へ時刻を異にする時ハ忽ち種々の批評を受け疑惑を招きて果ハ怨を含むべし是雇人を召遣ふ第一の心得なり

第十六章

帳簿の功用ハ何ぞ

○帳簿の種類を問

凡そ商家の最も大切ふもべきものハ帳簿なり帳簿ハ主人ふ代て代物の番をなし雇人の不正

ふ○其中最も大切なるハ何ぞ○裁判の折帳簿ハ証拠となるべきものなり○帳簿ハ多くの種類あり謂ゆる當座帳、大帳、金銀出入帳、荷物出入帳、金銭判取帳、荷物判取帳、諸國注文帳、仕入帳、仕切帳、水揚帳、代物遠國の書状如何○簿記法とハ何ぞ

改帳、為替帳、金銭書抜帳、小賣帳、賣上帳の類これなり此中最も要用なるハ當座帳、大帳、金銭出入帳の三種ふて當座帳ハ又賣場帳、和帳、日記帳ともこれを云ひ金銭の貸借より出荷入荷の捆数其外一切商賣ふ係りたる一日の事を記もるのふて先ハ其店の歴史と云ふべく事有る時ハ第

一の證據として出せもの
のあり又大帳ハ大福帳
本帳或ハ臺帳とも是を
云ふ兼て取引先の口取
をあり置て當坐帳より
懸賣の金高を寫しとゞ貸金の本帳とかもの
あり然れども洋風の簿記法ハてハ此帳ハ貸借
とも附込て身代の增減商賣の盛衰とも一目し
て知るべき樣ハあり置くあり是最も良法あり
て此をかもホハ別ハ仕譯帳と云へるを造り置

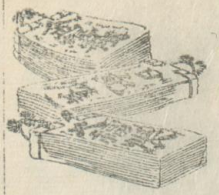

き大帳ハ寫も前貸借を分るまでの間便の用を
なるべくむべく又金錢出入帳ハ當坐帳より其日
一日の賣高を一纏あり て記し置き又相互の時
貸時借をも留め置て我手許の有金を知るべき
用ハ供るあり故ハ此三種ハ何の店ハも諸帳簿
の根本として其餘ハ皆增補帳とし技業の物と
かもの事あり總て帳簿ハ金錢品物出納の用を平
日ハかもの みあるも商業上より差縛れる訴
訟等の起る時裁判上ハて第一の證據物とある
ゞ故ハ附立方を委くして記載の決ハ適ふ時ハ

己の為の利とあれども若疎漏にして誤脱あれバ却て相手の益をなして我敗耗を招くものなりされバ帳簿ハ附およ注意するのみならず製方ふも念を入て袋綴とせ〳〵表紙の上ふ表紙とも何百何十枚と記し或ハ紙毎ふ一二三の丁附をなし置て紙數を私ふ増減する奸策を防ぐべし又此帳簿ふ續て太切ふすべきハ問屋或ハ遠國の取引先より相場の掛引を云い来る書狀あり此狀を取置ざれバ後日ふ見折の相場ふて間違の起りし時證據とすべき物なくして云ひ

掠めらるる事も少からず故ふ商人ハ仮初の書附ふても後の證據となるべき物ハ必らず太切ふ取置くべし」近來帳合の法追々開て諸官省銀行會社とも多く洋風の簿記法を用ひ一々口取を定て金錢其他の員數とも皆位を取て數字ふてこれを記し日々ふ損益の差引をなす樣ふなり此書式の便利なるて且明白なるハ云ふ迄も無く其日々ふ棚卸をなす同樣なれバ自ら雇人の附掛或ハ引負をも防ぐべく主人も金錢代物の有高を直ふ知て為ふ商賣の掛引を誤

らざるふ至るべ一心ある商家ふてハ勤て此法を用ふべきあり

第十七章

送荷の手續ハ如何○入日記とハ何か○受取人の注意ハ如何○上書ハ如何もべきか○賃錢ハ如何まで拂ふか○先拂とある故ハ如何

送荷并ふ賃錢の事を心得べ一普通の例ハ送主より荷物を積出ス時受取主へ宛何月幾日ふ荷物幾梱を某港の何船へ積み或ハ何會社へ托して差送るとの案内状を郵便あて出し置き又梱荷の中へハ入日記とて中の品數を一々記した る書附を入置くべし又受取主ハ着荷の上兼て拂とある故ハ如何「受取ふる案内状と入日記と品物との三を引合

○難破船ある時ハ如何○海上保險社ハ如何

て相違あるハ受取の返書を出し過不足あらバ其旨を速ふ送上へ云ひ送るべ一又上書の誤より函館へ往べき荷を長崎へ積送り東京へ着べき荷の大坂へ廻るあり或ハ荷札の附方を粗末ふして途中ふて失ふあり是等ハ皆送主の不念ふて雙方の迷惑とふる事少らず能々注意もべき事あり「又賃錢ハ注文荷ハ総て先拂あり元來先拂とある時ハ賃

金も高く経濟上ふハ好しくゝ如事なれども唯運送の途中ふて損荷等ふある時ハ受取主より其損ふ割合て運賃を差引き問屋へ渡も例なれバ己を得ず先拂とゝ事あり」扨又船ふハ難破の患あり是ハ送主又受取主の一方の損とある事あり雙方の損とある事あり又其難破の模様ふ依て積荷問屋ふ償金を拂ふる事もあり是又其事實と場合とふ因る事あり然れども近来ハ海上保險の會社あれバ太切なる品物ハ必らず是ふ請負せて万一の時の防をふもふ若事あ

郵便局ふて扱ふ為替證書の金高ハ一枚ふ付三十圓までふ限り端數ハ厘位までよ止るなり又差出人受取人とも同名の為替證書ハ受拂とも一日一枚ふ限るなり又為替金を受取るべき期限と云ふハ證書の手ふ入しより三ケ月を限て若此月の切る時ハ更ふ書替を願ひ出て改て為替料を拂ふべし又此為替證書を送る時深く盗難を恐れなバ證書の中央より數字或ハ印形ふ掛らずる樣ニふ裁り其一片を甲便ふ他の

郵便局ふて為替の扱方ハ如何○期限ハ如何○盗難を防ぐふハ如何○銀行為替ハ如何○書信為替ハ如何○見受拂方ハ如何○書留又別配達ハ如何○金子入書狀ハ如何

第十八章

○為替の効用を問ふ○戦争の起る時ハ如何

一片を乙便ふて送るべし且其表書ふ為替證書或ハ手形ハ等の文字を忘れらる記もべからぞ又銀行為替あり其法ハ前と大同小異あり殊ふ至急を要する時ハ電信為替を取組むべし此為替ふハ他店ハ格別同店ハ兼て金高の符牒を造り置き其符を用るを便ありとされ扱又電信の着したるハ家内ある銀行又會社へ往き受取書の文例ふ隨て證書を入れ

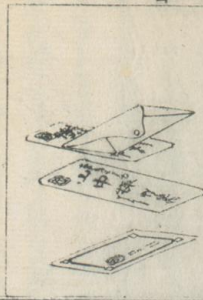

其金を受取るべし但此金を受取るふハ必らず一人の證人を名連で受取證ふ両判を捺ぞを規則とす又受取人ハ差出人へ直さま電信ふて落手の旨の返報を出もべし又金銭の事ふ係らぞ総て大切の商用ふハ書留郵便取分け急用ふハ別配達とす定則の増税を拂て郵便局より受取を取置くべし又金子入書状あり此状ふハ必らず封目ふ三判以上を捺ぞ事あり猶其時ふ臨みふハ郵便局又銀行ふ赴て規則方法とも問合せ後日ふ手違の起らぬ様初より注意もべし総て

為替の功用ハ遠國の取引先ニ仕拂をなし或ハ商人の旅行するニ自ら金子を携るニ及ハズ唯一葉の紙片ニて其用をなす故ニ自然盗難を防ぎ易く且金銀貨の行ゝ國ニてハ多少の運賃をも省くなりされど戰爭等の起るありて為替の便を缺く時ハ忽ち遠國との融通の道止りて商業上ニ一方ならぬ困難を來すものなり

度量衡ハ何ノ○組造の害を問ふ○古

第十九章

度ハ尺あり量ハ枡あり衡ハ秤あり此三器ハ賣買上の要品なりて百物の平均を得るものなり

今此取締ニ變りあるや○偽造者の者ハ如何

若此器粗惡なれバ長短量積輕重とも錯亂して商業を營む事能ハざるべし故ニ古ハ枡坐秤坐あり維新の後も度量衡規則を定られて人民の濫ニ販賣するを計られど其偽造變造者ハ昔より嚴刑ニ處せらるゝ事とせり

第二十章

印紙界紙の用ヒ問ふ○證書を變換ニつゝ○其第一類ハ何の并ニ界紙印

證券印紙并ニ界紙の用方ハ商家第一の心得なり此規則ニ隨ひ何樣の證書を取替すとも私の契約ニ止りて公の用をなす事なし」今政府の捉みて諸證書を別て三類とし其第一類ニ屬

紙の用方を問はず○以下倣之○帳簿の幾種ふかつゝ○其第一類の何れ共印紙の用方を問はず○以下倣之○然則さるべき時は如何

一さる證書の中、賣品并ふ職業ふ関する金錢の受取書、質物の預書、小札等ふハ十圓以上ハ一錢の印紙を貼り以下ハ界紙を用ゐふ及ぶれども一も預金の證文手形、耕地の小作證、遺金の證文ハ十円以上ハ一錢の印紙以下と雖も必らず界紙を用ふべし又諸會社の株手形、諸荷物の送狀、諸荷物の預證書、跡式の讓狀、地所、建家、物品、公債證書の讓渡證文ふハ金高ふ拘らずして一錢の印紙を貼るべきあり其第二類ハ借金證文、使用せざる明文無き預金證、地所、建家の賣渡證同く書

入質入證書、公債證書の賣買證文、諸品の質入書入證、請負證文、金錢約定證同く約定取為替證、諸品賣買約定證、米雜穀の借用證、十円以上の賣買用諸品の借用證、借地證文、借家證文、十円以上を記載せず雇入請狀、諸穀金證、賣買證據、金預手形、使用せざる明文無き米雜穀預證ハ書面の金高十円と米高五石雜穀高十石未満ハ界紙を用ひ金高十円以上二十円米

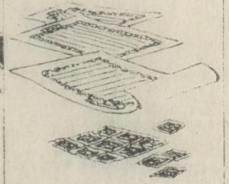

高五石以上十石雜穀高十石以上二十石未満のものハ一錢の印紙金高二十円以上三十円米高十石以上十五石雜穀高二十石以上三十石未満のものハ二錢の印紙金高三十円以上四十円米高十五石以上二十石雜穀高三十石以上四十石未満のものハ三錢の印紙を用ふべし此上幾許の高ふ至るとも印紙ハ右ふ準ずるあり。又諸品賣買の仕切書金高十円未満ハ界紙ふ及ぶべき十円以上廿円未満ハ　錢の印紙あり餘ハ之ふ準ずべし。其第三類ハ諸酒の切手此升目一升未満

ハ同く界紙ふ及ばざれども一升以上一斗未満ハ一錢の印紙を用ひ一斗より二斗未満二斗より三斗未満とも皆前の割合ふて推と事あり。又食類切手の如きハ廿五錢未満の分ハ界紙ふ及ぶべき廿五錢以上二円五十錢未満二円五十錢以上五円未満五円以上十円未満とも同く一錢二錢三錢の割合ふて印紙を用ふべし。米油醤油其外の諸切手ハ廿五錢未満ハ界紙ふ及ぶべき廿五錢以上五円未満五円以上十円未満と同く右の割合を用ふるあり。為替荷為替の手形とも十円

未満ハ界紙ハ及ビ五十円以上百円未満百円以上百五十円未満百五十円以上二百円未満ハ一銭二銭三銭の印紙を貼用せざるべからず。又荷物受取書ハ送状の附添ざるハ界紙ハ及ビ右の附添する分ハ界紙又ハ印紙貼用の荷物判取帳ハ記せべ〳〵以上ハ諸證書の類別なり。又帳簿ハも三類あり其第一類ハ金銭判取帳。質物通帳。金銭當座預帳何も金高百円未満附込の分ハ印紙を用ひ百円以上ハ百円を増す毎ハ印税一銭を増す事なり其第二類ハ質物臺帳。金銭一時

貸或ハ借。通帳。諸品損料帳。賣買品當座貸。或ハ借通帳。使用せざる明文なき金銭預通帳何も見積高百円未満ハ印紙を要せず百円以上ハ百円を増す毎ハ五銭を加ハ其第三類ハ荷物判取帳。諸品判取帳是ハ附込の箇數ハ拘らず一年廿銭の割合ハて印紙を用ハべ〳〵又雇人請状其他の約定書とも総て界紙を用ひるあり又此印紙界紙とも用ハべき證書帳簿類ハられを用ひ怠ハ受渡をなす時ハ双方とも印税高十倍より二十倍までの過料金を課せらるべ〳〵

第廿一章

利息制限法の布告ハ何年何月何日ヨリ何れの何号を以て達せられしか○日分棒利とハ如何○毋利息ハ正当ハ不此○利息の種類を明ス○契約上の利息とハ何ノ○其二

明治十年九月十一日太政官第六十六号の布告を以て利息制限法を定められ是まで高利貸の用ひ来れる日分、棒利なぐ云へる苛酷の貸借を止めらる此日分とハ日々ヨリ利足を取り棒利とハ貸もべき元金より何歩ノの前利を引去る事ヨリて何も正當の方ヨリあらず故ヨリ此制限を設けられ〳〵ハ己を得ざるの事と云ふべし」利息ヨリ二種あり一を契約上の利息と云ひ一を法律上の利息と云ふ契約上の利息とハ人民相互の約束

制限ハ如何○法律上の利息とハ何ノ○其制限ハ如何○利制の呼方并ヨリ是を細説せよ○割合并ヨリ算用を細説せよ

ヨリて定め得べき利息ハ

れども元金百円以下ハ一年百分の二十即ち年二割、百円以上千円以下ハ百分の十五即ち年一割五分、千円以上ハ、総て百分の十二即ち年一割二分を限とす〳〵て此上ヨリ超過せるを得ず「法律上の利息とハ貸借人ヨリて最初ヨリ利息の高を定ず後ヨリ至て事を裁判ヨリ仰ぐ時法廷ヨリて定らる〳〵利息ヨリて是ハ元金の多少ヨリ依ず一ヶ年百分の

六即ち年六分とせらるゝあり」又利割の呼方ハ割分厘毛あり割とハ元高の十分ゝして一割ハ百円ニ付十円あり分とハ同く百分ゝして一分ハ百円ニ付一円なり厘とハ同く千分ゝして一厘ハ百円ニ付十錢あり毛とハ同く万分ゝして一毛ハ百円ニ付一錢あり」又利息の割合ハ年月日の差別あり年の利息を算用するハ目安を一と立て月ハ是を十二ゝ日ハ三百六十と定るあり故ハ百円年二割の利ハ二十円月ゝして一円六十六錢六厘日ゝして五錢五厘五毛あり

餘ハこれに準ぜべし

第廿二章

訴訟の期限の故を問ふ○其日と期限を設り○期限を過る時ハ如何○商人の訴を好むハ昔ゝ惡ゝ

金穀の貸借品物の賣買を始ゝして種々の取引に至るまで甲乙の両人ゝて約定を取結ぶハ一方ゝて其約を破る時ハ裁判所に訴へ出て其約束を履むるも苦しゝ但是ハ期限あり學藝の授業料旅籠料商人相互の賣掛金運送賃職人の手間代金飲食料日雇人の給料手附金水ハ錢又桟敷代請負金等ハ六月を限ゝ醫師の診察及び藥料授業師より門弟へ給與しゝる飲食料

商人より商人に非ざる者へ賣掛する代金一ヶ年期までの雇人給料ハ一ヶ年を限りて期限を定たる貸附米金并ニ利息、同預米金及び其利息、家屋及び土地の賃借、物品の賃借又ハ損料七ヶ年期までの雇人給料、期限なき年金及び一生涯の年金、小作米金、證據金、敷金等ハ五ヶ年を限りとし若此年限を越る時ハ縱ひ訴へ出るとも裁判所ニて取上られぬ是已が結

びとる約定を自ら取消し受取るべき權利を失うる者と見做るゝが故と知るべし然れども商人ハ訴を好み仮初の事ハも法廷を煩もへ道德上の罪人ハて家運長久の道ハあらぬ

第十三章

商業の盛なる國々ハて冨豪の商人が己一人の資本ハて事をおさむ數十人寄合て資金を出し手廣き商賣を營むを會社と云ふ其中ハも最も營業の大きくて世の中ハ利益あるハ銀行ハり是ハ國立と私立とあり我國ハて國立銀行を

會社とハ何ぞ○國立銀行を建るハハ如何○銀行の功用ハ如何○保險會社の目を問ふ○其利

用を細說せよ○此他猶會社あるか

取建るゝハ五人以上の協議の上五万田以上の資金を募て政府ゝ請願し許可を得て業を創るゝ凡そ銀行ハ自ら商業をなす能ざる身分の人又商賣をなすべき才能なき人等の金を預て世の商工の資金なき人ゝ貸附け又為替を取結て旅行する人の賊難を防ぎ日商人が遠國の仕拂ゝ手數と運賃を省しむる等総て金錢融通の益をなす保險會社ハ請

負の會社なり是ゝ火災海上生命商品其餘尚數種あり孰も其頼主ハ年々約定の金を入て万一の所の危難を會社ゝ請負しむるなり故ゝ火災を請負むれバ類燒ゝ遭も居處ゝ迷ふの憂なく海上を請負しむれど難破ゝ遭も船主ハ船を失ぜ荷主ハ代物を損毛もる憂なく生命を請負しむれど已が死後ゝ妻子を路頭ゝ漂しむる憂なく商品を請負しむれも火災又盜難ゝ催て身代の分散もる憂なし故ゝ西洋の商人ハ此等の請負を得ざる時ハ一日も安居もるを得ぜと云

へり此餘瀛船會社、陸運會社、鎭道會社牧畜會社、物産會社、製造會社、工業會社、建築會社等數種あり就中瀛船陸運の會社ハ海陸の運輸を便ゐして内外の交通を利し一國の經濟上ニ重要ある

ものとせり

記名無記名の故を說け○現時の證書中何ゞ記名の○何ゞ無記名の○何ゞ組合等の○利息

第廿四章

公債證書ハ記名、無記名の兩種ゟ記名證書ハ其證書ハ所持人の國所、屬籍、姓名を記して轉籍、授受賣買の折ハ必らず其常廳ニ願ひ出で書替を乞ふものあれども無記名證書ハ所有主の

及無利息を問ふ○政府の定ハ如何○公債の信用の厚薄ハ何故ゟ

姓名等を記せ不及ず故ニ授受の節も右の書替の手數も無くして至極簡便のものとせり我政府より發行ある證書の中舊新秩禄金禄の四種ハ記名あて起業ハ無記名ありされども是も亦所持人の望ニ依て記名ともあれを得べし又此證書の中舊公債ハ無利息すて新公債ハ年四分あり秩禄ハ八分の利附すて金禄ハ五分、六分、七分、割の四類あり

東京氏藏版

又起業ハ六分あり斯く利息の差別あると皆濟期限の遲速とに隨て賣買の價格にも高下あり政府にても諸會社銀行の抵當等に取置るゝ所の新公債の額面百円に付實價七十円秩祿ハ百円金祿ハ七分利のもの八十三円又舊公債ハ證書面の現在高百円に付廿五円あり是利息ふきが故と知るべし外國にても國債證書を發行するに其國庫富裕にして政府の信用厚ければ賣買の價を增し又財用不足して信任を缺く時ハ相場の下落するものと云へり

第廿五章

人民が安樂に營業して干戈盜賊の禍に遭ざるは政府の保護に依るものなりされば人民より其保護料を拂ふ事是又當然の務なり此保護料を稅と云ふ稅は又三種あり地租と云ひ國稅と云ひ地方稅と云ふ地租ハ地價百分の二分五厘、官有地と民有地第二種の外ハ此租を課せられざる所なり國稅ハ鑛山稅、酒稅、烟草稅、諸車稅、船稅、硝石稅、銃獵稅、賣藥稅の類を云ふ賦金の高ハ夫々の差別あり地方稅ハ營業稅、雜種稅、戶數割

租稅ハ何の為に出すか租稅の種類を說け地租ハ如何國稅ハ如何地方稅ハ如何納稅を怠らる時ハ如何

ふ依てこれを徴も然れども税目ハ其時々ふ變更あり総て人民より納税を滞らざれハ政府の保護能く行届き政府の保護よく行届けば其國必らず和平あり其國能く和平なるて兵戈盗賊百般の人民の安寧を害するもの無れば物産の増殖して商業の旺盛せん事疑ひなし故ふ眞の愛國者なる良民ハ國内の治平の為家の繁昌する為ふ努々納税を

坂原氏藏

怠るべからず

板權免許

明治十三年四月廿日
同　年五月出板

著者　静岡縣士族　東京四谷區四谷坂町百六番地　塚原苔園

出版人　東京府平民　同　本郷區本郷元町二丁目五番地　原田庄左衛門

専賣　東京芝三島町　山中市兵衛
同銀座二丁目　山中孝之助
同本郷元町二丁目　博文堂庄左衛門
書林　上州高崎田町三丁目　博文堂　鋼吉

諸國大賣捌書林

東京桶町　東崖堂彦次郎
西京御幸町　藤井孫兵衛
大阪北久郎町　柳原喜兵衛
名古屋本町八百　片野東四郎
遠州濱松細屋町　齋藤源三郎
駿州藤岡江川町　同　千葉
同沼津上市　廣瀨市藏
豆州三島　荒川源助
信州長野　小西又三郎
上州前橋　小柳屋喜太郎
同富岡　遠藤善兵衛
同前橋　小川一眞

上州藤岡　松野屋貞吉
同伊勢崎　川本屋平吉
同館林　糸屋太吉
下總水海道　新々堂
上總大多喜　乙爻舍
常州水戸上市　大泉堂
下市　川又銀藏
同　須原屋安次郎
武州八王子　小町屋德次郎
同鴻巣　長萬爲一郎
勢州四日市南町　吉田屋善太郎
下總千葉町　花岡屋伊助